

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」
指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- 2 事業所は、浜松市からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、浜松市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者又は団体等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 浜松市社協在宅サービスセンター やまゆり
所在地 浜松市天竜区山東 2182 番地の 1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務内容は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」によるものとする。

- (1) 管理者（介護支援専門員と兼務） 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援業務に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者の連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を開始する際又はその利用申込者の相談を受ける際には、通常、事業所の相談室を使用する。
 - (2) 居宅サービス計画の作成に関する業務は介護支援専門員が担当する。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために解決すべき課題の把握を行う。
 - (4) 居宅サービス計画作成のための課題分析に当たっては、課題分析標準項目（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を踏まえた事業所所定のアセスメント様式を使用する。
 - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的見地からの意見を求めるため、サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービスの担当者（以下、「担当者」という。）に照会等を行う。サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者又は当該家族の同意を文書により得るものとする。
 - (6) 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得た上で、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
 - (7) 介護支援専門員は、1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し利用者に面接し居宅サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行い、その結果を記録する。
 - (8) 介護支援専門員は、モニタリングの結果により、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供するに当たっての具体的な取り扱い方法については、介護保険法第81条に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」により行うものとする。

(事業の利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して事業を行う場合に要した交通費は、重要事項説明書に記載した額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、別紙 1 のとおりとする。

(苦情処理)

第 9 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 10 条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止)

第 11 条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための担当者を設置する。

2 本会は、介護支援専門員に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。

3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。

4 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松市に通報するものとする。

5 本会は、虐待防止のための指針を整備する。

6 事業所は、成年後見制度の利用を支援する。

(その他運営についての重要事項)

第 12 条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別紙 1

【通常の事業の実施地域について】

天竜区

| 地区名 | 町名（大字） |
|------|--|
| 天竜地区 | 二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿蔵、二俣町鹿島、二俣町南鹿島、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名、熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台 |
| 春野地区 | 春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸 |

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 7 条第 1 項の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。